

---

◎一般質問

○議長（藤井 要君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

---

◇ 深 澤 守 君

○議長（藤井 要君） 通告順位6番、深澤守君。

（5番 深澤 守君 登壇）

○5番（深澤 守君） 通告に従いまして、壇上より一般質問をさせていただきます。

1、DMOについて、①民間団体及び役場が一体となって、統一的に効率の良い観光振興策を実施するには、DMOの考え方に基づいた、組織等が必要ではないかと思うが、お答え下さい。

2、町長の行政運営について、①町長は議会の役割について、どのように考えているかお答え下さい。

②1月29日の臨時議会で、道の駅指定管理議案が否決されましたが、原因は何処にあると分析しているかを、お答え下さい。

③町長就任以来、議会の混乱、町政の停滞は、統括課長が補佐役として機能していないからではないかと思うが、お答え下さい。

④安定した町政を運営する為に、副町長を早期に選任する必要があると思うが、お答え下さい。

⑤行政の広域化、地域コミュニティーの強化など、現状の役場組織では対応しきれないのではないかと思います。役場の組織改革はお考えでしょうか。

3、岩科診療所設置に関わる事務手続き等について、①指定管理の公募や候補者決定の手続きが、条例制定前に行われましたが、附則に経過措置を設けても、条例が制定されていなければ、経過措置自体が無効ではないかと思います。今回の手続きについて、違法ではないという顧問弁護士の見解をわかりやすく説明して下さい。

②今回の手続きの進め方を、初めて顧問弁護士に相談したのはいつですか。また、その時の指導内容をお答え下さい。

③先に制定条例が必要であると承知していた場合、又は今回の手続きが、違法であった場合に、診療所の計画はどのようにするおつもりですか。

④将来、お医者様が来ないということは、認識不足ではありませんか。

以上、壇上よりの質問は終わらせていただきます。

(町長 長嶋精一君 登壇)

○町長(長嶋精一君) 深澤守議員の質問にお答えします。

まず、第1、DMOについて、DMOの考え方に基づいた組織等が必要ではないか、という質問でございます。

高柳議員の一般質問でもお答えいたしました。DMOは、観光地域づくりの舵取り役として、地域の観光戦略を策定し、行政・観光関連事業・農林漁業・商工業・地域住民等と連携して事業を立案・実行していく法人であります。DMOにつきましては、伊豆半島7市6町で組織する「美しい伊豆創造センター」で、観光庁へDMO法人登録の申請を行い、正式に登録をされたことから、伊豆半島の市町が連携し、「伊豆はひとつ」のもとにDMO事業を展開し誘客活動を行っております。

また、町でも地域の観光振興の舵取り役として、平成8年度より町内の各種団体を網羅した松崎町グリーンツーリズム推進協議会を設置し、観光情報交換や体験事業の企画・実施、教育旅行の誘致活動などを行っており、新たな組織ということではなく、協議会をより一層充実させていきたいと考えております。

大きな2つ、町長の行政運営について、でございます。その内の1つ、町長は議会の役割を、どう考えているのかという質問でございます。

お答えします。議員は、特定の地域や住民の代弁者ではなく、住民全体の代弁者でなければなりません。そして住民のリーダーとしての議員は、①常に地域社会の将来に対する見通しを持ち、激動する社会経済情勢の変化を的確に捉え、その対応策を実現する為に努力することが大切であると思います。②地域社会の片隅にいる弱者の声、組織を持たない住民の小さな声を把握し、行政との橋渡しをする役割を期待しています。これは議員必携から、参考にいたしました。

何よりも、審議の場においては、住民に一番身近な存在である議員が、住民の多様な意見を反映させ、知恵を出し合い、執行機関である町長と協調していくことにより、より一層町の発展、住民福祉が向上していくものと考えております。

町長の行政運営についての2つ目、1月29日の臨時議会で道の駅指定管理議案が、否決されたこと、原因は何処にあるかと、いうことの質問でございます。

お答えします。道の駅の整備については、交流人口を増やして現状を変えたい、町民の収入

を増やす機会を設け町内でお金が回る経済環境を整えたいとの思いから、進めてまいりました。しかし、設計予算を認めておきながら指定管理については認められないという考え方が、私には理解できません。

町長の行政運営についての3つ目であります。町長就任以来、議会の混乱、町政の停滞は、統括課長が補佐役として機能していないのではないかとこの御質問でございます。

お答えします。町長就任以降、私を実務面から陰に陽に支えてくれました。補佐役として機能していないとは全く思っておりません。

町長の行政運営の4つ目であります。安定した町政を運営する為には、副町長を早期に選任する必要があるのではないかとこの質問でございます。

お答えします。昨日の田中議員の質問でもお答えしましたが、できるだけ早い時期に結論を出していきたいと考えております。

町長行政運営の5つ目でございます。行政の広域化、地域コミュニティーの強化など、現状の役場組織では、応じきれないのではないかとこの御質問でございます。

確かに近年は、権限委譲による事務や、賀茂地域広域連携会議、日本で最も美しい村連合への加入、地方創生事業など扱う業務は、増える一方であります。これらは、松崎町がこれからも継続していくために、実施していかなければならない重要な事業であると思っております。

その一方で、人口減少が著しく職員の増員を図ることが難しいなかで対応していくためには、組織改革もひとつの方法ではありますが、これらの事業に、重要度や優先順位をもって整理していくことで対応してまいりたいと思っております。

大きな3つ目、岩科診療所設置に係わることでございます。その内の1つ目、指定管理の公募や候補者決定の手続きが、条例制定前に行われた。附則に経過措置を設けても、条例が制定されていなければ、経過措置自体が、無効ではないか。今回の手続きについて、違法ではないという顧問弁護士の見解をわかりやすく説明していただきたいということでございます。

お答えします。この件につきましては、1月22日開催の議会全員協議会でもお答えしましたが、一般的な手続きでは調整できないこともあります。今回のケースについてはまさにそれで、設置条例上程時には委託費などの把握が必要であるため、指定管理者公募を並行して進めたものでございます。深澤議員も県行財政課に照会をされたという事ですが、私どもも県に向き、問題ないということを確認しております。

なお、顧問弁護士の見解ということですが、必要に応じて担当課長から説明いたしますが、

実際問題としてこのようにしなければ事業が進まないという見解でした。

令和2年1月8日付けで議長から提出された「設置に係る事務手続きの疑義」の内容についても確認をしていただきましたが違法性はないという事でございます。

同じく岩科診療所でございます。2つ目、今回の手続きの進め方を初めて顧問弁護士に相談したのは、いつですかという質問でございます。

お答えします。岩科診療所については様々な事務処理が必要ですが、設置条例と指定管理者の決定については議会側の希望を満たすためには並行しなければならないと町が判断し、議会勉強会のときに説明をいたしました。この時は弁護士に相談はしておりませんが、9月議会で深澤議員から異議があるような質問をすることが解りましたので8月末に相談をいたしました。

その内容ということですが設置条例と指定管理者の公募を並行して実施することに法的な問題が発生しないという確認内容でございます。

岩科診療所に対しての3つ目の質問でございます。先に条例制定が必要であると承知していた場合、又は今回の手続きが違法であるとなった場合には、診療所の計画は、どのようになるつもりであるか。という質問でございます。

繰り返し述べてきましたが、設置条例制定と指定管理者の決定手続きを並行して行うことは可能です。

また、違法ではありませんし、そもそも議会で議決された条例や指定管理者の指定について、その時点で議員が異議を唱える行為が、松崎町議会の議決を軽んずる行為であり謹んでいただきたいし、この件で計画が変更されるということはありません。

最後の岩科診療所の深澤議員からの質問、将来、お医者様が来ないということは認識不足ではないかという質問であります。

お答えします。来ないと断言はできませんが、多少でも新聞を読んでいると賀茂地区に医師が不足していること、将来も過疎地域に医師が来る可能性が低いことは理解されていることと思います。質問の主旨がよくわかりませんが、もし深澤議員が個人の開業医を連れてきたとしたならば、やはり将来起こりうる事業継承の問題は解決できないんじゃないかこのように思います。

以上、深澤守議員からの質問にお答えしました。

○5番（深澤 守君） 一問一答でお願いします。

○議長（藤井 要君） 許可します。

○5番（深澤 守君） 順番をDMOと町長の行政運営と3番目の岩科診療所という形で出させていただきましたけれども、最初に岩科診療所の方からやらせていただきます。

関連質問をしてよろしいでしょうか。先ほどですね、形の中で、手続きというか・・・、診療所を進める上での手順みたいな、ものの説明があったと思うんです。先に、お伺いいたします。この診療所を計画するにあたって、健康福祉課のほうの何処の部署が、担当して計画にあたったのか、教えていただけますか。

○統括課長（高木和彦君） 健康福祉課でございます。

○5番（深澤 守君） 健康福祉課のどちらの部署でやられましたか。

○統括課長（高木和彦君） 特に、新田課長が、その事業に当たっております。今後ですね、これから事業が進めば、診療所開設準備室等、作るような気持ちがありますけれども、今のところその辺の配備ができておりませんので、令和元年度中におきましては、新田課長が特に、この事業に関わって、一生懸命にやってくれました。

○5番（深澤 守君） 今、新田課長が・・・、という話でしたが、昔から「三人よれば文殊の知恵」という言葉があります。やはり、健康福祉課の中にも、色々課はあるわけですし、総務課だとか、そういうところで法令に詳しい所もあります。やはり、今回の件についてもですね、課長・・・、新田課長と統括がやるのではなくて、やはり、チーム松崎みたいな形で、皆の知恵を集めながら、しっかりと、今まで行政がやってきたような、手順でやってきた方が、良かったのではないかと思います。その点についていかがでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） 1つの事業をするときに、それは全員他の職員もですね、それに手伝っていただければ、一番良いんですけど、私ども、大変少ない職員でやっている中で、ですね・・・、どうしても、たとえば、福祉ですとか、健康対策室の職員を使うといいますとそちらのほうは、手薄になるという事もございます。そういう点で、私と新田課長とで進めましたけれども、必要に応じて、相談すべき事はする、また専門家と地域医療振興協会ですとか、顧問弁護士ですとか、そういう所に相談しながら、慎重にやってまいりました。

○5番（深澤 守君） まず、岩科診療所の①の部分について御質問いたします。

公の施設を指定管理させるためには、条例で定めなさいと地方自治法で規定しています。これは、条例を定めてから、指定の手続きを行いなさいということで、制定されていない条例にある、附則の経過措置に効力は無いと思います。これまでも、他の事例もそうなんです。時間が無くて並行して行ったということを説明しております。昨年の6月の臨時議会

で、設計費の予算計上を計上しました。その時に設置管理条例を制定し、附則に経過措置を設けて、施行日を開院予定の令和3年4月1日にし、それから公募すれば全く問題なかったんじゃないかと思います。ましてや、ですね・・・、8月2日の行政調査委員会の答申も④に現段階で診療所の設置条例が未制定だが、公募事務を進めるにあたり、必要な措置をとることを・・・というふうな答申があります。やはり、周りの人達とか行調もこの課程については問題視をしている・・・、その中で、なぜ訂正をしなかったのか、気がついていなかったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○統括課長（高木和彦君） それについては、当然知っておりましたし、7月29日の勉強会の時に、設置条例、指定管理者の手続きについては、並行してやりますよという事をお話してあります。また、先ほどの町長の答弁の中でありましたけれども、深澤議員は県の行財政課の方に確認されて、深澤議員の方に回答した文書を私ども入手しておりますけれども、設置条例の中で、附則、その中で、私どもは経過措置という表現をしておりますけれども、そこが県のほうですとか、深澤議員の見解でいきますと、準備行為という形になっています。それも、県のほうもですね、そういう準備行為とすれば、わかりやすかったという文面はありましたけれども、この附則についての、見出しについては、その条項について、わかりやすく簡単に書くという、性質のものでですね、これが準備行為という名称であったから私どもの作ったのが経過措置だからといって、それが無効になるということは考えられません。

○5番（深澤 守君） 誰に聞いたとか、そういう話は、これ水掛け論になると思いますので、聞かないんですけれど、その後で、ご覧になられましたか、県のほうが持ってきた資料の中に、ですね、わざわざ線が引いてありまして、公募に関しましては、条例を制定した後に公募するという、実例をもって、県のほうは示してきたんですけれど、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） 水掛け論と言いましたけれども、この件につきましては、前回、いつの日かは、忘れましたが深澤議員のほうですね、県のほうの見解を聞いてきたと、いかにも、そのとき松崎町がおかしいような話をされたということで・・・、これを、水掛け論として片付けたくありません。それと・・・。

（○5番（深澤 守君） 「そこの話じゃなくて、誰に聞いたということは聞きませんがという話です。」）

○統括課長（高木和彦君） はい、わかりました。その・・・。

（○5番（深澤 守君） 「公募についての見解は、いかがなさいま

すか。」)

○統括課長（高木和彦君） 公募・・・。

（○5番（深澤 守君） 「あの・・・。」）

○議長（藤井 要君） お互いに手を上げて、順番通りお願いします。

○5番（深澤 守君） 確かですね、その実例として、県の病院についての公募条件というのを、県の行財政課の相談室の朝比奈さんという方が、示されたんですけど、それについては、病院についての公募については、制定後、公募の条件について受理するというふうに明記されております。その辺についての見解はいかがでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） それについても、顧問弁護士のほうに確認しました。1つの準備行為という中に、ですね、県の方は、条例を制定するまで、文書を預かって受け付けないで行くような形を取っていると、顧問弁護士に確認しましたら、手続きはしておいて文書に判子を押す、押さないくらいの事に、何処の違いがあるということです。実際にですね、こういうことにつきましては、設置条例を作るにしてもよく考えて下さい。皆さんは、実施設計を計上するについても、ですね、費用がわからなければ、認定できない、公募をしても、何処が来るかわからない、そういうことが・・・、背景があるから、並行して、進めるという説明をしたものでございまして、私どもはそれについて、このような形で、ですね、条例がおかしいですとか、ということは考えていませんし、このようなことをしなければ、皆様にご理解いただけなかったと・・・。逆に、こういう形を取ったことで、皆様にご理解を得られて、設置条例と指定管理者が決定したものだと思っております。

○5番（深澤 守君） そうは、おっしゃいますけれど、最初に文書を受け取ったのが、条例を制定する前の9月の何日かだったと思います。公募した後に、ですね、受理したのは・・・。その後、ですね、条例を制定して、条例を変更する前に、もう一度受け取っていますよね。2通・・・、確かそれは、10月2日くらいの判子が押してあるはずですが。条例を制定する前に受理していますよね。そうすると、今の見解というのは、県の見解とも合致しないし、自分達が受理した判子を押した日にちと、条例を制定した日にちがあいませんが、その辺についてはいかがでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） ですから、並行してやるということで、条例制定前に、向こうから出てきた文書・・・、それは、受理しました。というのは、条例制定時に、どの位の費用が掛かるか、そういうことがわからないから、という\*\*\*もございまして。で、今、2回受け取ったというふうに、記憶したんですけど、設置条例、公募するときにはですね、応募の

要綱に基づいて、申請書を出していただく。これが第1段階、今度、議会に上げるときには、公の施設の指定に関する条例、それに基づいて、議会用に書類を作るという手順になります。その手順についても、私どものほうから、いろいろ確認しながらやっておりますけれども、手順についても、間違っただけはしてございません。

○5番（深澤 守君） では、今の見解ですと、正式というか、公募に応じて地域医療振興会が出してきたものと、それから、議会に説明する為に、わざわざ出させた応募の・・・、2通の申請書類があるということで、確認でよろしいですか。

○統括課長（高木和彦君） はい、その通りでございます。

○5番（深澤 守君） では、ですね、先ほど、弁護士という話がありましたが、その弁護士がどのような法的根拠に基づいて、今回の事が問題無いという事を言ったか、今までの回答の中で、弁護士が、弁護士が・・・、っていう話で、根拠になる論理というか、そういうものが全然示されておきませんが、その所はどのような、根拠に基づいて弁護士が大丈夫だと言ったのか、明確にお答え願います。

○健康福祉課長（新田徳彦君） ただいま、弁護士の根拠というような、お話がございましたけれども、11月に設置及び管理の条例の議決を頂いたわけでございます。そのなかで、附則に経過措置というのがうたわれていると、これがないとおかしくなるけれども、その経過措置を明記することによって、違法ではないというような見解でございます。

○議長（藤井 要君） 深澤議員、同じような質問続いていますので、ちょっと形を変えて、角度を変えて質問のほうを進めてもらいたいと思いますけれども・・・。

○町長（長嶋精一君） 議長・・・。

○議長（藤井 要君） 町長、今、深澤君が質問中ですので・・・。同じような質問でも、良いですから、角度を変えて。

○5番（深澤 守君） 町長は、弁護士が出してきた見解書みたいなものをご覧になられておられますか。

○町長（長嶋精一君） 口頭で、聞いております。特に、統括課長から経由して聞いております。私も行ったんですけどね。そして、本件についてはね、11月に設置及び管理の条例が可決されて、指定管理者も決定しているわけでございます。従って、ここについてはですね、議会でもって承認された案件でございます。それを、また元通りというか、あれはどうだ、これはどうなっているというような事は、もう議論は尽くしたと私は思うんですよ、議長、その辺をしっかりとジャッジしていただけますでしょうか。

○5番（深澤 守君） これをなぜ質問しているかといいますと、時系列を追っていきま  
すと、結構・・・、結構というとまた町長に怒られますけれど・・・。

（○町長（長嶋精一君） 「怒らないよ。」）

○5番（深澤 守君） 議会内でも、結構・・・、偽証ですか・・・。

（○町長（長嶋精一君） 「偽証・・・。」）

○議長（藤井 要君） 静かに、願います。

○5番（深澤 守君） 昨日、田中議員も言っておりました。やはり、この経過措置につ  
いては、認められるものではないと。やはり、議員のほうとしても、去年から勉強不足のこ  
ともありました。経過的なこともあります。時間が無いから実施設計をやらせてくれとか、時  
間が無いからという話で、ずっと押し切られてきた。これは、議会としてもしっかり反省し  
ていかなければなりません。その課程を踏まえてですね、やはり、今後、我々が、町政を  
チェックしていく上でも、しっかりとここの部分は、考えていかなければならない部分だ  
と思います。ですから、質問している事でもあります。その辺を理解していただきたいと思  
います。

岩科診療所については、この辺で終わらせていただきたいと思います。

それから、組織改革の前に、関連質問させていただきたいんですが・・・。よく、ことわざ  
の中にですね、「子は親の鑑」ということわざがあります。内容については、ホームページ  
で調べさせていただきましたが・・・。内容は、子供は親から多大な影響を受ける、とい  
う意味で用いられる言い回し、子供のふるまいをみれば、親の考え方や、品性の程がうか  
い知れる、という意味合いで訓戒のように述べられる場合もあるという事が書いてありま  
す。町長が就任してから一連の事態については、やはり、町長、統括、その他課長の行状、  
言動等が影響されて今の、町政の状態にあるのではないかというふうに、結びつけられ  
ても、おかしくはないと思うんですが、その点についていかがでしょうか。自戒の意味も込  
めて、答弁していただければ・・・。

○議長（藤井 要君） 深澤君、これは町長の行政運営に対する、今の関連ということで、質  
問しているわけですね。

○5番（深澤 守君） 組織改革の事に関連で伺っております。

○議長（藤井 要君） 組織改革についての関連だそうですね。お答え願います。

（○5番（深澤 守君） 「人は大切ですので・・・。」）

○議長（藤井 要君） 2番目の町長の行政運営についての中に関連であります。

○統括課長（高木和彦君） 先ほど、深澤議員がですね、質問の中で、町長就任以来議会の混

乱、町政の停滞は、統括課長が補佐役としての機能を果たしていないということについて、  
でよろしいでしょうか。

まず、この文面通り読みますと、議会の混乱、その後、統括課長が補佐役として\*\*\*、議会の混乱というのは、私どもが要因ではなくて、議会のほうのことで、もし統括課長がいることで議会が混乱していると、この文面どおりですと、ちょっとおかしいんじゃないかなと、この質問を見て、感じました。また、この、文面でいきますと、議会が混乱した責任は、統括課長が機能していないということ・・・確かに、私は、議会答弁もうまくないですし、要領も悪いです。見た目もこんなです。でも、今まで職務に忠実に、働いてきましたし、一生懸命にやってきました。議会に対しても、敬意を払って、対応してきたというふうに考えております。また、町政の混乱ということですが、今、私どもが1番困っているのは、同じ質問を何回も繰り返す、決まった条例、決まった事について、また、再度こうやって質疑をする。そういうことですね、事務量が大変増えていますし、心の負担が非常に大きいです。もしそれが、今までですね、行政の停滞が、私にあるということでしたら、それは、それで、あるかもしれませんが、そういうような、同じ事を何回もやるというのも、行政の停滞に繋がるのではないかなと、私は個人的に感じております。

○町長（長嶋精一君） 民主主義の原則というのは、議会とか・・・、こういう、席で、ですね。その人の人格を尊重するのが、基本であるというふうに・・・、これが、民主主義の原則であるということでございます。今、本人が言いましたけれども、非常に、ですね、町のために、町民の為にと意識が非常に、統括課長は強くて、身を挺してですね、汗をかいて、活動しております。そこら辺は、実際、現場を見ないと、わからないかもしれませんが、議会の方々は、良く接してその辺はわかっていると思います。非常によく頑張っているなど、いうふうに理解をしていただかないのは、ちょっと、感性が鈍いんじゃないかなと私は思います。本当にですね、調べ物も、夜遅くまで調べて、真摯にやっております。私は、公務員で、このような男がいるとは、思わなかったです。良い意味で、ですよ。非常に献身的に仕事をやっております。以上です。

○議長（藤井 要君） お互いに、言葉には注意しながら、発言答弁をお願いします。

○5番（深澤 守君） 例えばですね、町長、そうおっしゃいますけれど、やはりその、今回の診療所については、色々と混乱いたしました。その中で、何故私がこの質問をするかというところですね、先ほども言いましたように、今回の事を教訓にして、やはり、スムーズな行政運営と・・・、町の行政は、粛々とやって行くということ、やはり考えていただきたい。何

回も臨時議会をやるような事態、そういう事態になると困るわけですから、それと他の議員もですね、今回は通しますけれど、ちゃんと手順を踏んでやって下さいという話をしておりますので、今回のこういう提案をさせていただいておりますので、その所はご理解いただきたいと思います。それと、職務については、私も、この前の・・・、去年のですか・・・、3月の指定管理についても3回程やったと思います。議会が、ある程度、妥協点を見いだし、通す段階になりまして、町長が謝罪した声明を出しておりますね、2日目に、確か、議会を批判して、出していると・・・。そのような、状態、私は、その時に、ある課長と相談して、この状態だったら通すという話をしております。しかし、町長がその発言をしたことによって、私は賛成できなくなって、2回目も否決されました。そのような事態に陥ったときに、諫めて、町長、この事態は、まずいですよ、ということ自体が執行部の役目じゃないですか。それを、果たせないのに・・・、統括は一生懸命にやっているから問題無いということではないと思います。そういう事態があったから、私は、この質問を出しているわけですが、その見解についていかがでしょうか。

○議長（藤井 要君） どちらに・・・。

○町長（長嶋精一君） 去年の話だね。行政調査委員の方々が、OKというか、了承していただいて、それについて、議会で、否決になったということについてですね、私は、どっちが優位であるとか、言うつもりはないですけど、その時は・・・、去年の話です。去年の話ですから、1年以降私も、多少は成長しているものですから、興奮するようなことは無かったんですけども、去年の場合は、やはり、どうして反対するんですかという意識が強くてですね、ちょっと感情的になったことは事実でした。そこで、議員さんに、謝罪をしたということはありません。以降は、人間的に成長するように心がけ、冷静にするようにしておりますが、時々やっぱり、本来の気性がむくむくと出て興奮することがありますが、なるべく抑えていきたいと思います。

深澤議員のおっしゃるとおり、冷静にやることは、冷静にしていきたいな・・・、という風に思っています。

○5番（深澤 守君） それでは、副町長の件について、お伺いいたします。先日、田中議員が副町長の条件について、お伺いしていると思いますが、先日の答弁ですと、役場行政に詳しい方、これ1点にしか答弁がなかったんですが、その前、私が質問したときには、7項目上げていると思います。

なぜ、項目が減ったんでしょうか。考え方によりますと、その項目を減らすことによっ

て、意中の人間の条件に合わせていく為に、項目を減らしたような感じもごさいますが、その点についていかがでしょうか。

○町長（長嶋精一君） それは、まったく考えすぎで、シンプルに最低限、行政について、堪能な人が良いという考えです。7項目というのは、私が町長に就任して、広報で確か書いた記憶があります。その、7項目というのは、今持っていないですけどね。

（○5番（深澤 守君）「持っています。」）

○町長（長嶋精一君） その項目については、今もそういうふうに思っています。ちゃんと諫めることができるとかね・・・、それで、思っていますけれど、特に、その7項目をズラズラズラズラ書くよりも、シンプルに1つだけ、最低、行政実務に堪能している人が良いという事ですから、そういうふうに理解して下さい。なにも、自分で、さや寄せをしていると言う意味では、ごさいません。

○5番（深澤 守君） 先ほどですね、町長の方が、私を諫める人という条件が入っていると・・・、それは、抜いてあるんですね、今回。抜いたというか、その件については発言していないんですよ。だけど、ですね、町長、いつも勉強されていまして、たくさん本を読んでいるらっしゃると思うんですけど、その中でですね。今話題になっている、「貞観政要」という本、ご覧になられたことはありますか。これ今凄く話題になっておりまして、中国の歴史の中で、4千年の王朝の歴史の中で、一番安定している時期というのは、ですね、2つの王朝しかない、その中で太宗という人が、皇帝になった時に、私は、こういうスタイルをとる、ですから、臣下の人間もこういうふうになってくれというもののバイブルとして「貞観政要」というのがありますけれど、その中に一番重要な事は何かというと、臣下の人間も、皇帝も、なにをいうかというと、僕に何か過失があった場合、おかしい事を行った場合には、しっかりと、進言してくれと、諫言してくれと、臣下の方も僕たちはズベズベ言うと、皇帝の意に沿わない事も僕らは言うからそれを受けてくれと、わかったという形で、歴史的な会話が納められた文書です。

これが2千年経っても残っているということはそれなりに価値があるし、歴史の中で、評価されて今でも、リーダーとしてのバイブルとして残っている。その中で、諫言というものが、しっかりと、位置づけられています。やはり、副町長を選任するに当たって、そのこと大事だと思いますが、町長の見解をお願いします。

○町長（長嶋精一君） 深澤議員が今言われたことは、全くそのとおりだと思います。私は、どうしてもその、独断専行というイメージが定着化しましてですね、そこが、自分にとって

不利だな、と思っているんですけど・・・。実際問題ね、例えば、統括、あるいは総務課長に相談すると、それはノーですということがあります。企画観光課長でもそうです。私は、民間企業上がりですから、行政の事については、全てが全て、わかっているわけじゃありません。議員も2年とちょっとですね。これはね、なかなか、膨大な行政についての・・・、覚えるのが大変なんですよ。はっきり言って、全部をわかっているわけじゃありません。従って、いろんな事については、細部については聞くんですけどね、聞く耳を持たないということは、決してありません。だから、今後もね、より、今、深澤議員が話されたような形で、聞く耳をより一層持っていないと、まずいなと思っています。以上です。

○5番（深澤 守君） ちょっと、手短でお願いいたします。今回、組織改革のことについて質問したんですが、主立った組織改革をしていく考えは無いということによろしいでしょうか。

○議長（藤井 要君） 町長、答弁を・・・。

○町長（長嶋精一君） 必要性は、今後はあると思いますけれど、今のところ、改革をするということは考えておりません。

○5番（深澤 守君） 5分延長をお願いします。

○議長（藤井 要君） 5分延長いたします。

○5番（深澤 守君） それではですね、組織を動かすのは人でありますので、関連の質問をさせていただきます。今回の事態、それから以前のいろいろな問題を含めて当局として、第三者等を入れた業務とか、人員配置の見直しをする協議会等を設置する見通しというのはございますか。

○総務課長（山本稲一君） 今回の事と言うのは、不祥事の関係かと思えますけれど、私も、早急にですね、コンプライアンスの研修会ですとか、そういったものを考えたわけですけど、今、その、コロナウイルスの関係で、外部から講師が呼べないといったことで、そちらの方は見合わせていますけれど、町として対応はしていかなければならないというふうに認識をしております。

○5番（深澤 守君） それでは、先ほども質問いたしましたけれども、業務の見直しですとか、人員の配置等を委員会等で検討する形をとるということで宜しいでしょうか。

○総務課長（山本稲一君） その委員会というのは、ちっちゃな役場ですので、委員会というものは、設ける予定は無いですけど、各管理職等々で再発防止等々図っていきたいと思っています。

○5番（深澤 守君） これ、町長に提案なんですけれど、やはりこれ役場内ではなくてですね、しっかりと、よくあの企業なんか外部の人に頼んだりですね、ちゃんと検証して組織改革等をやるということ、事例ありますので是非やっていただきたいんですが、その点について、町長どのようにお考えでしょうか。

○町長（長嶋精一君） 大変良い考えであると思います。ただ、今のところね、さっき言いましたとおり、すぐそれをやるという事は考えていないんですけれど、外部から組織について、アドバイスをもらうと言うことは、非常に良い考えだと思います。そして、現実的には、今、総務課長が答えたようにね、コロナウイルスの関係があるものですから、すぐには動けないというのがあります。ただ、今後もそういうことについては、議論をしていきたいと思っています。そして、母子家庭の・・・、支払わなかった、遅延したということについては、深澤議員からもご指摘がございました。全ての遅れた方については、土曜日に謝罪してまいりました。だから、議員のおっしゃった事については、こちらもすぐに対応して、それですむという問題ではございませんけれども、とにかく行動しました。そして今後は、チェック機能というのをね、しっかりと果たしていきたいなど、このように思います。

○5番（深澤 守君） それと関連させて、質問させていただきます。今回の件について、時系列をもって説明を受けたのですが、やはり、今の状態ですと、その危機管理といいますか、住民の皆様から、いろいろな問題が投げかけられた時の、対応ができていないのでは無いかと。やはり、町長がおっしゃる、町民満足度の高い町を作るには、その点のしっかりとした住民サービス、危機管理等しっかりこれから構築していかなければならないと思いますが、その点について、どのような、お考え、もしくは、これからしようとする事、があったら表明していただきたいんですが・・・。

○町長（長嶋精一君） まず、直近的にすぐやること、やっておりますけれどもね、全てその、今まで起きた間違いというのは、各課でもってですね、完結しなければならない事であったわけです。だから、その、各課で完結しなければならないということをもう一度ですね、チェック体制というものを構築します。難しい事では無くて、やるべき事、当たり前のことをやれば良いわけです。今月、やらなければならないことを、課長、あるいは係長が、一覧表で作っておく。それで、そのことについて、細かいことについて、君、これはまだできていないぞと、どうなっているんだと、こちら側から、要するに管理職のほうから、能動的に課員に言うというシステムをね、愚直にやっていくことによって、私は、今後、このような、ミスというか、お客様に、住民に迷惑をかけるようなことは、無くなると思っております。

ます。そういうことを積み上げていって、いくと同時にさっき深沢議員が話されたような、外部の方の、あるいは、他の成功事例があるのかと、というようなことは、研究をしてですね、両面から、やっていきます。今のところは、まず、自分のところでできる事をやってみます。以上です。

○5番（深澤 守君） 最後にですね、DMOの事についてお伺いたします。町長のほうは、DMOは、1市5町で伊豆半島でやるということなんですけれど、私は、町も作っても良いんじゃないかと思います。その中でやはり、今、組織改革の件もかねて質問いたしますけれども、今、産業の方に、農業が入っているという状態があります。それをやはり、観光一体というか、全体的な商業活性化だとか、町を活性化させるためには、そういった所も一体化していくものも必要では無いかと。それと、今企画の部分が、商業と入っています。やはり、企画の部分と自己的な部分と分けるというような方法もあると思います。ですから、効率的なことを、行政運営を行うためには、やはり、今の時代に合った組織というものを構築する必要があると思いますので、是非検討していただきたい。こちらの方は答えはおりません。

最後に、結びになりましたが、町長は以前、中曽根首相の言葉でですね、政治家は歴史の法廷に立つ被告であると話をしておりました。これは、私たち町会議員も同じだと思います。やはり、松崎の未来、発展させていくためには、どうするか、その方針については、今の状態はいろいろ批判されますが、将来、何十年経った時に長嶋町政はこうだったね、あの時の議会はこうだったね、という話が出てくると思います。それは、現在行政を行っている上での我々の使命では無いかとっておりますので、是非、町長も我々もですね、しっかりと、松崎の町政に残るような行政をやっていきたいと思いますので、当局の皆様もご協力をお願いしたいと思います。

我々も自戒を込めて、言っていることですので、よろしくお伺いたします。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤井 要君） 以上で深澤守君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前 9時52分）